

京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～5 }</p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2～5 }</p> <p><u>6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>7 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年5月26日から施行する。</p> |